

児童の出席停止等の考え方（5） 保健室より 2020.12.7

11月9日付で、学校から同様の「児童の出席停止等の考え方(4)再発行」の手紙を配布しておりますが、変更点がありましたのでお知らせいたします。

状況	出席停止期間
①本人が感染	専門医等が許可したときまで
① - 2 本人が濃厚接触者	症状が出なければ、保健所等に指示された期間 検査で本人が陰性と判明すれば保健所等の指示する期間 期間中に感染が判明すれば①へ
② 同居家族が濃厚接触者 やPCR検査を受検した場合	同居家族が陰性と判明した日まで 同所家族の感染が判明すれば①-2 へ
③ - 1 ★ 本人に発熱等かぜ症状 がみられる	医療機関を受診し、医師から療養と登校の可否並びに、指示された期間 ※症状が続ければ、新型コロナ受診相談センターへ要相談
③ - 2 症状が続き、新型コロナ 受診相談センターへ相 談	PCR 検査を受けず、様子見となった場合は、医療機関を受診し、医師から療養療養と登校の可否、指示された期間
③ - 3 症状が続き、PCR 検査を 受けた場合	陰性となった場合、保健所等の指示する期間 感染が判明すれば①へ
③ - 4 <u>同居家族の中に一人で</u> <u>も発熱等かぜ症状が</u> 見られる場合	②のPCR 検査を受けることが決まる前であっても、学校医と相談のうえ、 ③- 1 と同様の扱いとする
③- 5 ★★ 本人に発熱等かぜ症状 が見られるが、医療機関 に受診しなかった場合	解熱剤など服用せずに快癒すれば、その翌々日まで

③ 「発熱等かぜ症状」とは微熱（体温が平熱より1度程度高い状態）・発熱（体温が37.5℃前後より高い状態）以外に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般をさします。

＜再確認＞

★③-1 熱等かぜ症状があるときは、出席停止（新型コロナウィルス感染症の疑い）になります。

医療機関を受診し、医師から登校の指示があればその日から登校可能
（翌々日まで出席停止期間はない）

★★③-5 熱等かぜ症状があるが、医療機関にやむをえず受診できなかった場合は、 解熱剤などを服用せずに快癒したその翌々日までが出席停止（新型コロナウィルス感染症の疑い）期間です。